

奈良県教育委員会教育長訓令第三号

学校以外の教育機関

学校以外の教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程（昭和四十年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第四号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十二月一日から施行する。

平成二十一年十月十四日

奈良県教育委員会教育長 富 岡 將 人

第三条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第三項及び第四項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。